

【令和2年第4回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和2年6月18日 総務委員長 河野 ゆかり

○「議案第76号 川崎市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 旅費を支給できる「やむを得ない事由」の具体的な内容について

昨年の令和元年東日本台風の際に公共交通機関の大規模な計画運休が行われ、職員の参集が困難な状況が生じたが、本条例改正においても、同様に交通機関が途絶した場合等を想定している。

\* 車賃の支給対象となる各交通手段及び支給内容について

乗合旅客自動車はバス、乗用旅客自動車はタクシー、軌道による旅行は路面電車を指しており、それぞれ実費が支給される。自家用の自動車、原動機付自転車及び自転車については、1キロメートルにつき37円が支給される。

\* 「1キロメートルにつき37円」の金額の根拠について

国家公務員における旅費支給の例を参考にしたものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第77号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 固定資産の所有者が明らかにならない場合における現使用者への対応について

地方税法の改正により、本市による調査の結果、固定資産の所有者が明らかにならない場合は、令和3年度課税分から使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、課税をすることが可能となる。

\* 本条例上における使用者を所有者とみなす規定の明文化について

使用者を所有者とみなして課税をすることを可能とする規定は条例委任事項ではないため、本条例改正においては盛り込まれていないものである。

\* 使用者を所有者とみなして課税する運用の濫用を防ぐ考えについて

使用者を所有者とみなす規定の適用には、その前提として本市による十分な調査が必要であり、現在、総務省が中心となって、自治体が行う調査等のガイドラインの作成が進められているところである。本市もそのガイドラインに沿って対応していくこととなるため、運用の濫用は防ぐことができると考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第93号 川崎市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を過半数とすることの同意について」

○「議案第94号 川崎市農業委員会委員の選任について」

《一括審査の理由》

いずれも農業委員会委員の選任に関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

\* 本市の認定農業者51経営体における個人又は法人の内訳について

個人が48経営体、法人が3経営体である。

\* 平成29年の農業委員会等に関する法律の改正の概要について

改正の主たる内容は、農業委員の選任が選挙制から市長の任命となったこと及び農地等の利用の最適化の推進が任意規定から義務規定に変わったことの2点である。

\* 農業委員候補者の属性について

唯一の応募者である中立委員の行政書士1名を除いた13名が地域農業者である。また、候補者のうち法人の関係者である者は、13名の地域農業者の中に1名いる。

\* 認定農業者3法人における市外から参入している法人の数について

認定農業者3法人についてはいずれも市内の法人である。なお、認定農業者以外において、市外から参入している法人の数は1法人である。

\* 市外から参入している法人事業者の規模について

法人登記簿の記載によると、資本金は100万円、役員は3名である。

\* 農業分野以外の中立委員である委員が3年の任期の間に果たした役割について

中立委員は、農業委員会が農地の権利移動及び農地転用の許可に対して公正な判断を下すことができるよう、農業以外の分野の意見を反映させる立場として配置することが適当とされており、これまでの3年間では選任された1名の行政書士がそのような役割を果たしてきたところである。なお、本議案においても中立委員として1名を選任している。

\* 中立委員による中立的な意見がなされたケースの有無について

農業委員会における議案の審査の場等において、中立的な立場から意見がなされたケースがある。

\* 農業委員及び農地利用最適化推進委員の各役割及び業務上の協力の有無について

農業委員は合議体の構成員として意思決定を行い、農地利用最適化推進委員は担当地域における農地利用の最適化の相談を受ける等、それぞれの役割分担がなされている。農業委員が意思決定を行う際、推進委員はその一助として、現地確認、営農状況のヒアリング、地域農業者からの相談受付等を行っており、必要に応じて互いに協力し合って活動している。

《意見》

\* 認定農業者ではないものの、市外から1法人が参入しているとのことであり、地域農業を守る立場に立って、本市における農業の今後の動向を注視していきたいと考えている。事業の推進に当たっては、同様の観点から適切に推進してほしい。

\* 3年前の条例改正以降、現地確認等の業務が多い農地利用最適化推進委員の負担が多くなるのではないかと懸念していたところ、これまでの3年間では必要に応じて農業委員と推進委員が相互に協力を行ってきたとのことであり、今後も相互に補い合って、適切に事業が推進できるようにしてほしい。

《議案第93号の審査結果》

全会一致同意

《議案第94号の審査結果》

全会一致同意

○「議案第103号 令和2年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

\* 就職氷河期世代応援事業の内容について

本事業は国の令和元年度補正予算を活用する事業であり、県、横浜市及び相模原市と連携して、対象者の掘り起こし、就業支援及び合同就職面接会を開催する予定である。

\* 本事業に係る国からの第1次募集への本市の対応について

国から第1次及び第2次の募集があった中、県、横浜市及び相模原市と連携した取組を進めるための調整が間に合わなかったため、第1次募集への応募には至らず、第2次募集への応募となったところである。

\* 第1次募集に間に合わなかった理由について

本事業の重要性については十分に認識していることから、県、横浜市及び相模原市と連携することで、より効果的な取組の推進を図り調整を進めたが、結果として第1次募集に間に合わず、第2次募集へ応募するに至ったものである。よって、本事業に対して消極的な考えであったために間に合わなかったものではない。

\* 市税等過誤納還付金を増額計上するに至った経緯について

12月を決算期としている事業者からの法人市民税の申告が3月末までにおおむね出そろい、申告における還付額を積み上げて計算した結果、例年同時期と比べて約5億円の増となったことから、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る社会情勢も踏まえ、適時適切な還付を行うため、本補正予算において計上したところである。

\* 今後の還付に係る見通し及び対応手法について

一般的に3月を決算期としている事業者が多く、通常は5月末に、申告延長の手続を行っている事業者からは6月末までに申告が出そろうところであるが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、更に申告の延長を行うことも見込まれ、還付額の見込みが分かるには時間を要するものと考えている。そのことを踏まえ、本補正予算においては9月定例会までの所要額について計上をしたものである。

\* G I G Aスクール構想に係る「集団の学び」への考え及び教員の負担増への考えについて

「集団の学び」に関しては、財政局の立場からは答弁することは難しいところである。教員の負担増については、国の2次補正予算においてG I G Aスクール構想におけるサポーター制度について議論されていることから、活用できる制度は活用すべきであるという考えの下に、本市も対応していきたいと考えている。

《意見》

\* 国からの就職氷河期世代応援事業に係る補助金の第1次募集について、全国では43自治体、60事業で活用されており、本市が県、横浜市及び相模原市との調

整に時間を要した点は理解するものの、結果として第1次募集に間に合わなかったことは残念である。今後、本事業に係る国からの交付金活用に当たっては、より積極的な姿勢で臨んでほしい。

\* 法人市民税を始めとした市税収入の動向について、今後の追加補正予算等の見込みを含め、適時適切に議会宛てに報告してほしい。

\* 新型コロナウイルス感染症対策が求められる中での教育については、オンライン学習に対する各家庭における設備等の格差や教師との関わりが減少する点が問題視されている。感染症対策のために通常授業の補完としてオンライン授業を行うことについては反対するものではないが、学校教育は「集団での学び」が重要であることから、今後もその認識の下に、工夫を凝らして事業を推進してほしい。

#### 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「請願第14号 新型コロナウイルス禍による自粛要請を端緒とする不況対策として消費税の一時的減税を求める意見書を国に提出することに関する請願」

#### 《請願の要旨》

新型コロナウイルス感染症の感染防止に伴う自粛要請によって困窮する日本国民の生活支援及び経済対策の両面から、一時的に全品目の消費税を0%にすることを要望する意見書を国に提出することを求めるもの。

#### 《理事者の説明要旨》

消費税は、国内において事業者が対価を得て行う資産の譲渡、貸付け及び役務の提供等を課税対象とし、それぞれの対価の額、輸入取引の場合にはその引取価格に対して、消費税と地方消費税を合わせて10%の税率により課すものである。

地方消費税については、従来分及び税率引上げ分のいずれにおいても2分の1が市町村に交付されるものであり、その際、従来分の地方消費税については各市町村の人口と従業者数により按分され、引上げ分については、その用途が社会保障財源化されたことを踏まえ、全額が人口により按分されているところである。

次に、消費税の具体的な課税の流れとして、例えば、小売業者の10万円の売上げに対しては、消費税率10%、税額にして1万円が課税されることとなるが、これは小売業者が負担するものではなく、商品やサービスの価格に含まれて転嫁されることにより消費者が負担する仕組みとなっている。一方で、税務署への申告や納付は事業者が行うこととなっており、消費税は納税義務者と実際の租税負担者が一致しない間接税である。納付された税額のうち、消費税は国の収入となり、地方消費税は都道府県の収入となるが、消費税の一部が地方交付税として、地方消費税の2分の1が市町村交付金として、それぞれ市町村へ配分されている。

消費税の国・地方の配分と用途については、平成元年の制度創設当時、消費税は一般財源とされ、地方分は消費譲与税として配分される仕組みとなっていたが、平成9年の税率の引上げの際に、一部が「基礎年金、老人医療、介護」の高齢者3経費の財源とされるとともに、地方消費税が創設されたところである。さらに、平成

26年4月1日の税率引上げの際には、「社会保障と税の一体改革」に基づき、引上げ分については、「年金、医療、介護、少子化対策」の社会保障4経費の財源とされ、その後、令和元年10月1日に税率の引上げが行われ、現在の消費税率となっている。

国の消費税込及び本市の地方消費税交付金の額については、国の消費税は令和2年度当初予算で約21.7兆円、本市の令和2年度当初予算では地方消費税交付金により約329億円の収入を見込んでいる。消費税は本市にとって安定した住民サービスの原資として本市財政に寄与していると捉えており、本市が平成30年3月に策定した「今後の財政運営の基本的な考え方」における収支フレームにおいても、地方消費税交付金については、市税収入に次ぐ規模の一般財源となっている。特に税率引上げ分については、社会保障の充実、安定化の取組に充てることとされていることから、本市でも、子育て支援や介護事業の充実などに効果的に活用しているところである。

これらのことから、地方消費税交付金は本市の収支フレームにおいても、今後ますます増大すると見られる社会保障関連経費に対する非常に重要な財源であると考えている。仮に消費税率が引き下げられた場合には、本市では地方消費税交付金収入が減少し、大幅な収支の悪化が見込まれるところである。

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 新型コロナウイルス禍の渦中にある現在の日本経済に対する認識について

政府の月例経済報告によると、本年4月及び5月の経済情勢は非常に厳しい状況にあることが示されている。また、帝国データバンクによる全国景気動向調査においても非常に厳しい数字が示されており、本市としても、これらの事実を認識しているところである。

##### \* 現在の経済状況が1929年の世界恐慌以来の非常事態であるという認識の有無について

本市を含めた現在の経済状況は、委員の指摘するとおり厳しい状況にあると認識しており、今後についても、政府と同様、更なる経済状況の悪化が見込まれるという認識をしているところである。

##### \* 市内における新型コロナウイルス感染症拡大を原因とした事業者の倒産件数について

直近のデータに基づくところ、県内では6件、本市では2件である。

##### \* 事業者の倒産又は休廃業に係る今後の見通しについて

倒産等の状況について、直近では6月2日付けのデータにより把握しているところであるが、昨日も関西の大きな事業者が閉店した報道がされるなど、本市においても、今後、中小企業を中心とした厳しい経済状況が待っているものと認識している。

##### \* 新型コロナウイルス感染症拡大の第2波及び第3波が到来した際の事業者支援の考えについて

新型コロナウイルス感染症はしばらく収束しないであろうと認識しており、長期戦を見据えた対策の推進が必要であると考えている。

#### 《意見》

- \* 建築関係の知人から、「消費税が10%となった令和元年10月から12月における売上げが減少した上、新型コロナウイルス感染症が蔓延している最近ではますます仕事が減っている。仕事が少ないために顧客からの値引きに応じることも少なからずあり、10%の消費税に係る負担は大きい」との声が寄せられている。日本の消費税に当たる付加価値税を3%引き下げているドイツのように、日本でも消費税を引き下げるべきであり、本市からも国に対して働き掛けてほしい。

#### 《取り扱い》

- ・ 消費税は低所得者ほど負担の大きいスキームであることなどから、税率を引き下げることに対しては基本的に賛成の立場であり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い消費税を支払うことが困難な事業者の続出が想定されること、消費税減税が個人消費の拡大を促すことが見込めること等の理由から、本請願には賛成の立場である。よって、意見書の提出について賛同する立場であり、本請願の取扱いについては採択すべきである。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は各分野において、現在のみならず将来的にも非常に大きな影響を与えるものであり、税に係る問題はとりわけ肝要であると認識している。しかし、国においても本市においても、税収全体が減少傾向となることが考えられ、消費税減税は消費拡大の面では有効な策であるが、現状では、減税した場合に減少する329億円の本市歳入に代わる財源を確保する手立てが見当たらない状況であることから、意見書の提出には賛同できず、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 消費税による税収は国においても歳入の約3分の1である約20兆円、本市においても329億円という非常に大きな比重を占めており、財源の基盤となるものである。そのため、消費税を0%とすることを求めた本請願には賛同できず、意見書の提出は行うべきではなく、取扱いについても不採択とすべきである。
- ・ 税については直接税と間接税の比率の問題もあり、現在の景気動向からも消費税は間接税の中でも重要な位置付けであると認識している。消費税を時限的に0%とする場合は事業者においてもシステム変更等に係る相当のコスト負担等が想定されるほか、生活支援及び経済対策としては、消費税減税ではなく各種税の減免措置を行うなど、より適切な別の手段も考えられるところである。以上のことから本請願には賛同できないため、意見書の提出は行うべきではなく、取扱いについても不採択とすべきである。

#### 《審査結果》

賛成少数不採択